

第2節 アメリカ合衆国 (United States of America)

労働施策

(参考) 1ドル = 105.89円 (2014 年期中平均)

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国
(労働施策)

フランス

ドイツ

スウェーデン

英国

EU

2014年7月に労働力投資委員会の柔軟性を高めるとともに、参加者に必要なサービスをより柔軟に提供することを目的とした労働力革新・機会法が成立し、原則として2015年7月から施行される。

連邦最低賃金の引上げの目途がたたない中、大統領令により連邦政府契約事業者に対し、最低賃金が時給10.10ドルとされた。また、州レベルでの最低賃金引上げが14州及びワシントンD.C.で行われた。

の増加等雇用環境の改善に加えて、個人消費が緩やかに増加していることなどから、景気は緩やかに回復している。

2 雇用・失業対策

(1) 雇用・失業情勢

2008年夏以降金融危機の影響を受け急激に悪化し、2009年10月の失業率は10.0%となり、1983年6月以来、26年4か月ぶりの高い水準となった。その後、景気が緩やかに回復したのを受けて、失業率も緩やかに低下し、直近では6パーセントを下回っている。

欧州諸国と比較して労働市場の柔軟性が高く、従来は長期間失業する者が比較的低水準であったが、景気の回復がこれまでの景気回復期に比べ緩やかであることもあり、今景気後退期では長期間(27週間以上)の失業者の全体に占める割合が大きい。

1 経済情勢

2007年以降のサブプライム住宅ローン問題に端を発する住宅金融市場の混乱、エネルギー価格高騰等の影響を受けた個人消費の減速等からの内需の落ち込みにより、2007年12月から景気後退局面に入り、2008年、2009年は共にマイナス成長を記録した。直近では、雇用者数

表 2-2-1 実質GDP成長率

年 四半期	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013				2014			
							Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	
実質GDP成長率	1.8	-0.3	-2.8	2.5	1.6	2.3	2.2	2.7	1.8	4.5	3.5	-2.1	4.6	5.0

資料出所：連邦商務省経済分析局 (BEA) ホームページ
注：四半期の数字は季節調整値、前期比年率

表 2-2-2 雇用・失業の動向

年 月	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013		2014					
							Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4		
労働力人口	153,124	154,287	154,142	153,889	153,617	154,975	155,389	155,570	154,989	155,922	155,785	155,583	155,971	156,258
就業者数	146,047	145,362	139,877	139,064	139,869	142,469	143,929	144,287	144,205	146,305	145,434	145,946	146,486	147,344
失業者数	7,078	8,924	14,265	14,825	13,747	12,506	11,460	11,283	10,784	9,617	10,350	9,637	9,484	8,914
失業率	4.6	5.8	9.3	9.6	8.9	8.1	7.4	7.3	7.0	6.2	6.6	6.2	6.1	5.7
男性	4.7	6.1	10.3	10.5	9.4	8.2	7.6	7.7	7.2	6.3	6.8	6.3	6.1	5.8
女性	4.5	5.4	8.1	8.6	8.5	7.9	7.1	6.8	6.7	6.1	6.5	6.0	6.1	5.6
16～19歳	15.7	18.7	24.3	25.9	24.4	24.0	22.9	22.3	21.2	19.6	21.0	19.6	19.8	17.7
20～24歳	8.2	10.2	14.7	15.5	14.6	13.3	12.8	12.7	11.7	11.2	12.0	10.7	11.2	10.7

資料出所：連邦労働省労働統計局 (BLS) "Current Population Survey"
注：四半期の数字は季節調整値。

[2014年の海外情勢]

表 2-2-3 失業者の失業期間別構成比の推移

年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
5週間未満	35.9	32.8	22.2	18.7	19.5	21.1	22.5	25.7
5～14週間	31.5	31.4	26.8	22.0	21.8	22.9	24.1	25.3
15～26週間	15.0	16.0	19.5	16.0	15.0	14.9	15.8	15.6
27週間以上	17.6	19.7	31.5	43.3	43.8	41.1	37.6	33.5

資料出所：連邦労働省労働統計局（BLS）“Current Population Survey”

業種別に雇用者数の推移を見ると、2014年は情報産業では減少しているが、他の業種では増加している。

表 2-2-4 産業別非農業部門雇用者数の推移

年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
非農業部門雇用者数計	137,936 (1,811)	137,170 (-766)	131,233 (-5,937)	130,275 (-958)	131,842 (1,567)	134,104 (2,262)	136,368 (2,264)	138,907 (2,539)
民間部門	115,718 (1,567)	114,661 (-1,057)	108,678 (-5,983)	107,785 (-893)	109,756 (1,971)	112,184 (2,428)	114,504 (2,320)	117,007 (2,503)
鉱業・伐木搬出業	724 (40)	767 (43)	694 (-73)	705 (11)	788 (83)	848 (60)	868 (20)	912 (44)
建設業	7,630 (-61)	7,162 (-468)	6,016 (-1,146)	5,518 (-498)	5,533 (15)	5,646 (113)	5,827 (181)	6,038 (211)
製造業	13,879 (-276)	13,406 (-473)	11,847 (-1,559)	11,528 (-319)	11,726 (198)	11,927 (201)	12,006 (79)	12,142 (136)
耐久財	8,808 (-173)	8,463 (-345)	7,284 (-1,179)	7,064 (-220)	7,273 (209)	7,470 (197)	7,543 (73)	7,670 (127)
非耐久財	5,071 (-103)	4,943 (-128)	4,564 (-379)	4,464 (-100)	4,453 (-11)	4,457 (4)	4,463 (6)	4,472 (9)
卸売・小売業、運輸業、公益事業	26,630 (354)	26,293 (-337)	24,906 (-1,387)	24,636 (-270)	25,065 (429)	25,476 (411)	25,870 (394)	26,409 (539)
小売業	15,520 (167)	15,283 (-237)	14,522 (-761)	14,440 (-82)	14,668 (227)	14,841 (173)	15,077 (236)	15,364 (287)
情報産業	3,032 (-6)	2,984 (-48)	2,804 (-180)	2,707 (-97)	2,674 (-33)	2,676 (2)	2,685 (9)	2,674 (-11)
金融、保険、不動産業	8,348 (-19)	8,206 (-142)	7,838 (-368)	7,695 (-143)	7,697 (2)	7,784 (87)	7,880 (96)	7,957 (77)
専門・対企業サービス	17,942 (376)	17,735 (-207)	16,579 (-1,156)	16,728 (149)	17,332 (604)	17,932 (600)	18,560 (628)	19,235 (675)
労働者派遣業	2,597 (-40)	2,348 (-249)	1,823 (-525)	2,094 (270)	2,313 (219)	2,495 (182)	2,653 (158)	2,884 (231)
教育、医療、福祉	18,613 (787)	19,156 (543)	19,550 (394)	19,889 (339)	20,228 (339)	20,698 (470)	21,102 (404)	21,487 (385)
娯楽業、宿泊・飲食業	13,427 (317)	13,436 (9)	13,077 (-359)	13,049 (-28)	13,353 (304)	13,768 (415)	14,242 (474)	14,642 (400)
その他サービス	5,494 (56)	5,515 (21)	5,367 (-148)	5,331 (-36)	5,360 (29)	5,430 (70)	5,464 (34)	5,511 (47)
政府	22,218 (244)	22,509 (291)	22,555 (46)	22,490 (-65)	22,086 (-404)	21,920 (-166)	21,864 (-56)	21,900 (36)

資料出所：連邦労働省労働統計局（BLS）“Current Employment Statistics”

注1. カッコ内は前年との差。

注2. 2014年の値は速報値。

(2) 雇用・失業対策の実施機関等

イ 概要

基本的に州において行われており、各州の労働担当当局（名称はDepartment of Labor、Department of Labor & Workforce Development、Department of Employment Securityなど）が所掌している。連邦政府の主要な役割は連邦法に基づく指示・監督、連邦助成金予算の配分、技術的援助であり、連邦労働省が担当している。連邦労働省雇用訓練局（Employment and Training Administration：ETA）が雇用及び職業訓練に係る政策・法令を所掌している。

1933年制定のワグナー・ペイザー法（Wagner-Peyser Act）により、全国職業サービス制度を全米に設置することが規定されている。また、クリントン大統領時代の1998年に制定された労働力投資法（Workforce Investment Act of 1998: WIA）により、各州・各地域において労働力投資委員会（Workforce Investment Board: WIB）¹が創設されるとともに、求職者が1か所で、職業紹介、失業保険、教育・職業訓練情報などのサービスを受けられるワンストップの職業センターを各州が整備することが規定された。² これ以降、連邦政府の指導のもと各州で整備が進められ、現在、全国で2,474か所（2014年11月現在）運営されている。このうち、全てのサービスが提供される総合型（Comprehensive）は1,670か所、一部のサービスが提供される提携型（Affiliate）は804か所である。近年、職業センターの拠点数は減少傾向にあるが、これを補うため、キャンピングカーなどを改造した大型車両に、職業サービスの提供に必要な機材を搭載し、地域の図書館などの公共施設を巡回する、大量解雇があった場合に現地出張を行う、といった移動型サービスを提供している州もある³。職員の

多くは州労働省の公務員であるが、州政府の他部門の職員や訓練機関関係者、民間従業者などが勤務している場合も多い。

実際の職業訓練プログラムは各地域に設立された労働力投資委員会（WIB）が州の労働力投資委員会が定めた計画に基づき、各地域の実情に応じて詳細を決めている。

なお、センターの運営は各地域に設立された労働力投資委員会（WIB）から委託を受けた委託機関（Agency）が行っている場合もある。

公共職業サービス機関の運営財源は一次的には州の財源によるが、連邦政府はワグナー・ペイザー法に基づき、各州に対して、公共職業サービス機関の運営について助成金を支給している。（連邦労働省の2014会計年度予算（2013年10月～2014年9月）では、州職業サービス業務取扱事務費（Employment Service Grants to States）に約6億6,418万ドル計上されている）。

公的な職業能力開発専門の施設はなく、職業能力開発を必要とする者は、センターへ赴き、そこで相談の上、必要な場合には職業訓練実施者を紹介される。職業訓練実施者には、大学、カレッジ、コミュニティー・カレッジ⁴、民間の自動車学校、コンピュータ学校などがある。

□ 雇用機会税控除（Work Opportunity Tax Credit: WOTC）

就業が困難である集団に属する求職者を雇い入れた雇用主に法人税の控除を行う制度である⁵。下記に示す集団のいずれかに属する者を雇い入れた雇用主が対象である。なお、いずれの場合も、家族従業員や過去に従業員であった者は対象外である。

(イ) 貧困家庭一時扶助（TANF）⁶の長期受給者で、雇用日（hiring date）まで18か月間連続で受給していた

■ 1) 各地域の労働力投資委員会（WIB）は各州に設置された州労働力投資委員会（WIB）が策定した就職支援、職業訓練計画に基づき各地域に応じたプログラムの管理運営を行う。

■ 2) 呼称は、州によってワンストップ・センター（One-stop Center）、Employment Office、Job Center など様々である。連邦労働省は2012年6月以降、American Job Centerとの名称を用いるよう各州に呼びかけている。

■ 3) このような車両を用意している例としてメリーランド州やフロリダ州などがある。詳細は<http://www.baltimorecountymd.gov/Agencies/jobtraining/locations.html>及びhttp://floridajobs.org/pdg/Factsheets/Moble_1_Stop.pdfを参照のこと。

■ 4) コミュニティー・カレッジとは、州及び地域により設立・運営されている2年制の高等教育機関で、日本でいう短大に相当する。ハイテク産業、マスコミ、ファッション、アート、旅行業、ホテル、映画・テレビ、美容、スポーツなどの分野で実践的なプログラムを数多く提供している。一般的に学費が安く、1クラス当たりの学生数が少なく、学生に対してきめ細かい指導を提供しているといわれる。米国の職業能力開発に大きな役割を果たしている。

■ 5) 雇用機会税控除については、1996年の創設以降、時限立法として複数回期限が延長されてきた。2013年末をもって期限切れを迎えていたが、2014年増税防止法（Tax Increase Prevention Act of 2014）により、2013年末まで遡及したうえで、2014年末まで期間が延長されている。

■ 6) 貧困家庭一時扶助（TANF）は児童や妊婦のいる貧困家庭に対して現金給付を行う制度である。詳しくは社会保障施策の4を参照のこと。

- ・延べ18か月間受給していて、延べ期間が18か月に到達した日から雇用日までの期間が2年に満たない
- ・雇用日までの2年間までに州法又は連邦法で定める貧困家庭一時扶助（TANF）の受給期間を使い切ったのいずれかに該当する者。

(D) (イ)に該当しない者で、雇用日までの18か月の期間のうち9か月間貧困家庭一時扶助（TANF）給付を受けていた者。

(H) 退役軍人で、

- a 補足的栄養支援（SNAP）⁷を雇用日までの12か月中3か月以上受給している家族に属する者。
- b 軍務中に障害を負い、退役から雇用日までの期間が1年以内の者。
- c 軍務中に障害を負い、過去1年のうち6か月以上失業している者。
- d 過去1年のうち4週間以上6か月未満失業している者。
- e 過去1年のうち6か月以上失業している者。

(二) 元重罪犯人（ex-felon）で、有罪判決又は釈放から1年以内の者。

(ホ) 18歳から39歳で、連邦住宅開発省又は連邦農務省が指定したエンパワーメント・ゾーン（Empowerment Zone）⁸又は農村部再生郡（Rural Renewal County）に居住する者。

(ハ) 障害を持つ者で、州や連邦退役軍人局が認定したりハビリプログラムを修了した者。

(ト) 16、17歳で過去に就労したことが無く、毎年5月1日から9月15日の間雇われる者で、連邦住宅開発省又は連邦農務省が指定したエンパワーメント・ゾーン（Empowerment Zone）に居住する者。

(チ) 18歳から39歳で、雇用日までの過去6か月補足的栄養支援（SNAP）給付を受けている家族に属する者、又は過去5か月のうち3か月以上補足的栄養支援（SNAP）給付を受けている家族に属する者。

表 2-2-5 雇用機会税控除（WOTC）による税控除額

		年間の労働時間	
		400時間以上	120時間以上 400時間未満
(イ) 貧困家庭一時扶助（TANF）の長期受給者	1年目	10,000ドルまでの賃金の40%	10,000ドルまでの賃金の25%
	2年目	10,000ドルまでの賃金の50%	なし
(ロ) (イ)以外の貧困家庭一時扶助の受給者	1年目	6,000ドルまでの賃金の40%	6,000ドルまでの賃金の25%
(ハ) 退役軍人			
a 補足的栄養支援（SNAP）の受給者	1年目	6,000ドルまでの賃金の40%	6,000ドルまでの賃金の25%
b 障害があり退役1年以内	1年目	12,000ドルまでの賃金の40%	12,000ドルまでの賃金の25%
c 障害があり過去1年で6か月以上失業	1年目	24,000ドルまでの賃金の40%	24,000ドルまでの賃金の25%
d 過去1年で4週間以上6か月以内失業	1年目	6,000ドルまでの賃金の40%	6,000ドルまでの賃金の25%
e 過去1年で6か月以上失業	1年目	14,000ドルまでの賃金の40%	14,000ドルまでの賃金の25%
(二) 元重罪犯人	1年目		
(ホ) 18～39歳で指定地域に住む者	1年目	6,000ドルまでの賃金の40%	6,000ドルまでの賃金の25%
(ハ) 障害があり、当局認定のリハビリプログラムの修了者	1年目		
(ト) 16・17歳で指定地域に住み、夏期に働く者	1年目	3,000ドルまでの賃金の40%	3,000ドルまでの賃金の25%
(チ) 18～39歳で補足的栄養支援（SNAP）の受給者	1年目		
(リ) 補足的所得保障（SSI）の受給者	1年目	6,000ドルまでの賃金の40%	6,000ドルまでの賃金の25%

資料出所：内国歳入庁及び連邦労働省の資料を基に厚生労働省大臣官房国際課にて作成。

■7) 補足的栄養支援事業（SNAP）は、2008年以前はフード・スタンプと呼ばれていた制度で、連邦政府が低所得者世帯に対し食料購入の補助を行う制度である。詳しくは社会保障施策4及び厚生労働省大臣官房国際課（2011）「2009～2010年海外情勢報告」特集アメリカを参照のこと。

■8) 補助金と税制上の優遇措置をインセンティブとして民間資金の導入を図り、指定された都市地域の自由市場環境を整え、衰退したコミュニティーを活性化させ雇用を創出することを目的として指定されている。

(リ) 補足的所得保障（SSI）⁹受給者で、過去60日間のいずれかの月に給付を受けていた者。

雇用主に対する控除額は、当初1年間（(イ)に該当する場合には当初2年間）の賃金を対象として表2-2-5のとおり。

(3) 若年者雇用対策

市場原理重視かつ自助原則の国柄であり、若年者のみに焦点を当てた雇用対策は少ない。ただし、社会的に不利な立場に置かれた若者に対するプログラムであるジョブ・コア（Job Corps）に対して約16億8,800万ドル（2014会計年度）の予算を投入している。

イ ジョブ・コア

社会的に不利な立場にある青少年等に対し合宿訓練を実施し、規律と技能・知識を習得させ、教育・職業訓練を実施するプログラムである。2014年6月末現在、全国125か所で実施されており、うち28か所は国立公園などの「自然保護」を担う職業従事者養成センターとして農務省林野部が運営、その他は労働省から民間企業等が受託して運営している。

以下の要件全てに該当した者が入所できる。

- ・ 16～24歳であること¹⁰。
- ・ 低所得であること。
- ・ 教育及び雇用に際し、学校を中退した、家出した、里子であるなどの不利な立場にあること。

ジョブ・コア・プログラムに参加する者は基本的に寮に宿泊しながら基礎的な学習や職業訓練を受ける。受講する教育・訓練はキャリア開発サービスシステム（Career Development Services System: CDSS）¹¹

を用いて各参加者個人に応じたプログラムが提供される。滞在期間は最大2年で、平均1年程度であり、受講費用は居住費・食費等を含め無料である。

2013年7月から2014年6月の期間の修了者のうち、就職・軍隊に入隊・学生¹²となった者の割合は82.3%、うちフルタイムで就職又は軍隊に入隊した者の割合は68.2%、12か月後に在職・軍隊に入隊・学生である者の割合は72%であった。

表 2-2-6 ジョブ・コアの新規参加者数及び修了者数

年度	2010年7月～ 2011年6月	2011年7月～ 2012年6月	2012年7月～ 2013年6月	2013年7月～ 2014年6月
新規参加者数	56,171	55,028	40,792	53,857
修了者数	35,072	36,398	37,239	28,581

資料出所：連邦労働省資料を基に厚生労働省大臣官房国際課にて作成。
注：ジョブコアの事業年度は7月から翌年6月となっている。

ロ 労働力投資法若年プログラム（WIA Youth Formula-Funded Grant Programs）

ワンストップの職業センターと連携した地方公共団体等で実施される14～21歳の読み書き能力の不足など、就職が困難な者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して連邦政府が助成金を提供するプログラムである。プログラムの内容は各地域の労働力投資委員会（WIB）が決めるため、各地域によって異なる。

2014年7月に成立した労働力革新・機会法（Workforce Innovation and Opportunity Act: WIOA）¹³では、

- ・ 中退者に対する教育や訓練を通じた高校卒業証書の取得と高等教育相当の資格の取得の支援を重点的に行うため、若年者向け連邦助成金の75%（現行は30%）を学校中退者に使用すること

■ 9) 補足的所得保障（SSI）とは、連邦政府により65歳以上の高齢者又は障害者のうち資産及び所得に関する条件を満たす者に対して行われる給付。詳しくは社会保障施策の4を参照のこと。

■ 10) 22歳～24歳の割合は全体の20%以下とするものとされている。また、障害者であれば年齢制限は課せられない。

■ 11) キャリア開発サービスシステムは、以下の四つの段階から構成される。

・ 入所段階（Outreach Admission：OA）

ジョブ・コアに関する情報収集、入所申請、審査を経て入所後、キャリアのゴールを判断・設定し、受けられる職業訓練についての知識を得る。

・ キャリア準備段階（Career Preparation Period：CPP）

入所後、職業検索、ITの基本知識、自己開発などについて基本的なスキルを身に付け、自分の価値観や興味を発見し、スタッフの支援を受け、「個人キャリア開発プラン」（Personal Career Development Plan：PCDP）を作成し、今後受ける教育と職業訓練を選択する。

・ キャリア開発段階（Career Development Period：CDP）

教育プログラムや職業訓練カリキュラムについて説明と指導を受けるとともに、対人コミュニケーション、問題解決能力、社会及び個人マネジメント能力に関しても指導を受ける。

・ キャリア移行段階（Career Transition Period：CTP）

スタッフなどが、入生の就職支援を行うとともに住宅など就職に必要なものについても調整を行う。

■ 12) さらに訓練を受けるために別のジョブコア・センターに移籍した者も含む。

■ 13) 法律の詳細については2(7)ロを参照のこと。

・職場における学習 (work-based learning) に重点を置くために、同助成金の20%以上を職業体験関連の活動 (夏期就労 (summer jobs)、養成訓練制度の事前活動 (pre-apprenticeship)、OJT、インターンシップ) に使用することが規定されており、2015年7月から実施される。

(4) 高齢者雇用対策 (高齢者地域社会サービス雇用事業 (Senior Community Service Employment Program: SCSEP))

イ 概要

1965年米国高齢者法第5編 (Title V of the Older Americans Act of 1965) に基づき、仕事がない低所得の高齢者のためにパートタイム労働の機会を提供し、一般の雇用に結びつけることを目的としており、高齢者に支払われる賃金などの経費が連邦政府から助成される。

ロ 適用範囲

55歳以上で失業しており、世帯所得が連邦貧困ガイドライン¹⁴⁾の125% (2014年においては、3人世帯の場合年24,738ドル) を超えない者。

ハ 具体的内容

州・地方政府や、連邦労働省から指定を受けた非営利団体が雇用機会の乏しい55歳以上の者を雇い入れる。参加者は、平均で週20時間、非営利団体や公共機関で訓練活動として福祉サービスの提供、環境美化、自然保護などの地域サービスに従事する。

賃金は、連邦最低賃金 (時給7.25ドル、3 (2) ロ (イ) 参照)、州最低賃金のいずれか高い方が支給される。参加者はこのほか、講義、指導、コミュニティー・カレッジの受講などの訓練や求職活動への支援が受けられる。また、このプログラムを実施するための経費が連邦政府から助成される。

(5) 障害者雇用対策

1973年リハビリテーション法 (Rehabilitation Act of 1973) に基づき、各州は、州政府内に職業リハビリテーション局 (vocational rehabilitation (VR) agency) を設置しており、教育省リハビリテーションサービス部 (Rehabilitation Services Administration) から財政支援が行われている。また、労働力投資法 (WIA) により、州の職業リハビリテーション局はワンストップの職業センター ((2)イ参照) の必須パートナーとされている。実際の連携のあり方は州により様々だが、通常、ワンストップの職業センターを訪れた求職者は、リハビリテーションサービスの利用条件に当てはまれば各州の職業リハビリテーション局に紹介されることとなっている。

1990年障害を持つ米国人法 (Americans with Disabilities Act of 1990) では使用者が、障害を持つ資格要件を満たす者 (qualified individual) に対し、障害を理由とする一切の雇用上の差別を禁止している。一方、障害者の雇用の義務づけはないが、リハビリテーション法第503条関係規則において、連邦政府契約業者について、労働者の職種ごとに障害者が7%を占めることを目標とすることが定められ、2014年3月から施行されている。

2014年7月に成立した労働力革新・機会法では、各州の職業リハビリテーション局に対し、「就職前移行サービス (pre-employment transition services)」を障害のある全ての学生に提供することが求められている。各州は1973年リハビリテーション法に基づく連邦政府からの財政支援の15%以上を同サービスに割り当てることとされている。同サービスでは全ての障害のある若者に対し、職業開拓カウンセリングや競合的で非障害者と同じ職場経験の機会が提供されることとなっている。

(6) 失業保険制度等

イ 失業保険制度¹⁵⁾

連邦失業税法 (Federal Unemployment Tax Act) の下、各州が同法で定められた一定の要件に基づいて独

■ 14) 連邦貧困ガイドライン (Poverty Guidelines) とは、行政上使う指標として、連邦保健福祉省が連邦貧困基準 (Poverty Thresholds: 商務省センサス局が統計上貧困者を把握するために使用している) をもとに世帯人数ごとに毎年決めているもので、2014年においては3人世帯の場合年19,790ドル (アラスカ、ハワイを除く48州及びワシントンD.C. における水準)。連邦貧困ガイドラインと連邦貧困基準の詳細については、保健福祉省ホームページ (<http://aspe.hhs.gov/poverty/faq.shtml>) を参照のこと。

■ 15) 詳細については厚生労働省大臣官房国際課 (2011) 「2009～2010年海外情勢報告」特集アメリカを参照のこと。

第2章

[北米地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向（米国）]

自のプログラムを管理運営している。制度の主要な目的は、①非自発的失業者に対する一時的所得補償②景気後退期における経済の安定確保であり、やむを得ない理由なき自発的失業者に対する給付は通常行われない。制度の実態は、各州のそれぞれ独立したプログラムの集合体

であるが、連邦政府のガイドラインに沿っていることもあり、給付の対象者、給付期間、給付額等の基本的な項目については、各州最低限の水準は確保されている。なお、連邦政府職員、軍人、鉄道従業員については連邦政府等が運営する失業保険制度の適用を受ける¹⁶。

表 2-2-7 失業保険制度

名称	失業保険（Unemployed Insurance）	
根拠法	連邦失業税法（Federal Unemployment Tax Act）、社会保障法（Social Security Act）第3編・第9編・第12編及び各州法	
運営主体	州政府が主体となって運営し、連邦労働省雇用訓練局（Employment and Training Administration）が監督を行っている。	
被保険者資格	<p>対象事業主： 連邦失業保険税の対象となる事業主は①当該年又は前年のいずれかの四半期に合計1,500ドル以上の賃金を支払ったか、又は②1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主である。ただし、農業においては①当該年又は前年のいずれかの四半期に合計20,000ドル以上の賃金を支払ったか、又は②10人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主である。なお、連邦・州・地方政府で働く者、外国政府・国際機関で働く者、一部の非営利団体、インディアンの部族等は対象外とされている。</p> <p>州の失業保険制度は、州・地方政府で働く者、一部の非営利団体、インディアンの部族を対象とすることを義務づけられている。この他には連邦法上での規定はないが、連邦失業保険税の対象となる者は州の失業保険税を支払うことで連邦失業保険税の5.4%分が控除されるため、多くの州では連邦失業保険税を納める事業主は州の失業保険制度の対象事業主とされている。</p> <p>対象労働者： 失業保険税を支払っている事業主に雇われている者で、大部分の州で役員も含む。入職時の「被保険者」届出等は特になく、受給要件に事後的に該当すれば受給できる。</p>	
受給要件	被保険者期間等	州ごとに異なる。一般的には離職前直近5四半期中最初の4四半期間の算定期間中、2四半期について賃金の支払いを受けており、賃金が一定額以上あることとされている。なお、賃金の条件は多くの州で1,000ドルから4,000ドル程度で設定されている。期間の条件については、多くの州で、直近4四半期間など、別の算定期間内で一定の雇用期間及び給与所得があれば受給を認めている。ワシントン州を除き労働時間は受給要件とされていない。
	離職理由	懲戒解雇又は自己都合でないこと。ただし、自己都合であっても正当な理由があると認められれば受給が認められる。
	その他	求職の能力及び意欲があること。
給付期間、水準	<p>給付期間： 特に連邦法上での定めはなく、州ごとに上限は12週（ノースカロライナ州）～30週（マサチューセッツ州）と異なるが、大部分の州で26週を上限としている。失業率が高い場合には州法に基づき延長給付（extended benefits）が13週間又は20週間追加で支給されることとされている。なお、2008年以降連邦政府による経済対策の一環として、緊急失業補償（Emergency Unemployment Compensation 2008: EUC 2008）による給付が2014年1月1日までの時限措置として行われていた。（延長に必要な連邦政府補助の受入れ判断をした州では、州の失業率の水準等により、最長で93週まで給付されることとされていた。）</p> <p>給付水準： 州ごとに異なるが、多くの州で州失業保険税の課税対象となった週当たり賃金の平均の5割程度の額とされており、最低額及び最高額の定めがある（週5ドル～679ドル程度（扶養者増額込みでは最大で1,019ドル））。全米の平均給付額は週309.87ドル（2013年）。</p> <p>待機期間は州により異なるが0～1週間。</p>	
財源	保険料	<p>連邦失業保険税： 事業主のみに課される。各暦年における年間賃金のうち7,000ドルを超えない部分の6.0%。ただし、州の失業保険税を期日までに納めている場合には原則として（適用される州の失業保険税率に関わらず）0.6%。</p> <p>各州の失業保険税： 3州を除き、事業主のみに課される。各州の失業保険税率は州ごとに異なり、かつ、雇用者給付実績、レイオフ実績等に応じて事業所ごとに異なる。また、課税対象となる賃金の上限は各州により異なる（年7,000～41,300ドル）。州失業保険税の全米平均税率は、2014年の推計では、課税対象賃金の3.36%、賃金総額の0.82%である。</p>
	公費負担	連邦政府においては、特例措置の場合以外なし。
実績	受給者数	7,818,878人（2013年中に失業保険の初回の給付を受けた者）
	支給総額	364.54億ドル（2013年）
	基金残高等	<p>各州により基金が積み立てられている。基金残高の各州計：229.68億ドル（2013年末）。</p> <p>一部の州で基金が枯渇しており、2014年11月現在、9州で連邦政府から資金を借り入れている。連邦政府からの借入額の各州計は206.56億ドル（2013年末）。</p> <p>なお、連邦政府から借入れを行った場合で、1月1日に借入残高がある状態が2回以上続き、2年目の11月10日に借入残高がある場合、連邦失業保険税の控除は毎年0.3パーセントポイントずつ減らされていく。2013年においては、インディアナ州で1.2パーセント・ポイント、他12州で0.9又は0.6パーセント・ポイント減らされている。</p>

■ 16) 連邦政府職員については連邦文官失業保険（Unemployment Compensation for Federal Civilian Employees: UCFE）、軍人については退役軍人失業保険（Unemployment Compensation for Ex-Service Members: UCX）、鉄道従業員については鉄道退職者委員会（Railroad Retirement Board）が運営する失業保険制度の適用を受ける。

給付に際しては、各州とも、一般的にはインターネット又は電話で申請することができる。なお、現在居住している州と異なる州で働いていた場合には、働いていた州（すなわち失業保険税が納税されていた州）に対し、受給申請を行い¹⁷、働いていた州の規定に基づき支給されることになる。

□ 貿易調整支援 (Trade Adjustment Assistance: TAA)

外国からの輸入増加又は製造現場の海外への移転の影響で失業した労働者や企業に対する支援制度である。労働省が所管する労働者向け支援¹⁸は、1974年貿易法 (Trade Act of 1974) に基づく制度で、2014年1月以降は2002年貿易調整支援改革法 (Trade Adjustment Assistance Reform Act of 2002) の規定に準じて実施されている。なお、この給付は2015年末までの時限措置とされている¹⁹。

労働者に対しては、速やかに適切な職業に復帰するた

めの職業訓練が行われ、訓練中の手当等も支給される。50歳以上の者は代替的貿易調整支援 (Alternative Trade Adjustment Assistance: ATAA) を受けることができる。代替的貿易調整支援は、フルタイムで勤めている者で、かつ年収が50,000ドル未満の者に対し、解雇前の年収と現在の年収の差額の50%を2年間、最大で10,000ドル給付する。

ハ COBRA (失業期間中の医療保険保障)

公的医療保険制度としては、高齢者及び障害者に対するメディケア (Medicare) 及び一定の条件を満たす低所得者に対する公的扶助であるメディケイド (Medicaid) がある。その他の者に対する医療保険は、民間医療保険を中心に行われており、事業主が保険料を負担して医療保険のカバーを受けている労働者が多い²⁰。このような雇用主提供型医療保険により医療保険のカバーを受けていた者は、解雇されると同時に医療保障も失ってしまうこととなるため、1985年予算調整法 (COBRA:

表 2-2-8 貿易調整支援 (TAA) の内容

対象者の条件	① 製造業で働いていた者。 ② 自由貿易協定 (FTA) を結んでいる国からの輸入の増加又はFTAを結んでいる国への製造の移転により生産活動又は売上の低下により仕事を失った労働者。
貿易再調整手当 (TRA) ²⁰	フルタイムの職業訓練を受ける場合、最大で130週 (ただし最後の13週は訓練の成果が良好で修了に必要な場合のみ認められる)。 認定後8週あるいはレイオフ後16週以内に訓練を開始する必要がある。
訓練を受けなくても貿易再調整手当の受給が可能になる理由	① 健康上の事由により訓練を受けられないか修了できない場合 ② 訓練が存在しない場合 ③ 入学時期の関係ですぐに訓練に参加できない場合
求職費用 ²¹	経費の90% (最大1,250ドル) を上限とする。
引越費用 ²²	経費の90%及び一時金として最大1,250ドルを上限とする。
代替的貿易調整支援	年収が50,000ドル未満の者に対し、解雇前の年収と現在の年収の差額の50%を最大10,000ドル給付。貿易調整支援の訓練の受講はできない。

資料出所：連邦労働省公表資料を基に厚生労働省大臣官房国際課にて作成。

■ 17) 連邦失業税法 Sec. 3004において、州の失業保険制度が労働長官の認可を得る条件として、他の州に居住していることを事由として失業給付を拒否又は減額してはならない、という項目がある。
■ 18) 貿易調整支援 (TAA) には労働省が所管する労働者向け支援以外にも、商務省が所管する企業向け支援 (Trade Adjustment Assistance for Firms)、地域向け支援 (Community Trade Adjustment Assistance) と農務省が所管する農家向け支援 (Trade Adjustment Assistance for Farmers) がある。
■ 19) 当初2014年末までとされていたが、2015年統合延長予算法 (Consolidated and Further Continuing Appropriations Act, 2015) により2015年末まで延長。
■ 20) 支給額は各州における失業保険給付額と同額。
■ 21) 通勤可能区域外での求職活動に要する費用を支給するもの。
■ 22) 通勤可能区域外での再就職に要する費用を支給するもの。
■ 23) なお、2010年3月に成立した医療制度改革法においては、メディケイド (詳しくは社会保障施策を参照のこと。) などの拡充や、医療保険エクステンションの創設を通して医療保険加入率の向上が図られているが、国民一般をカバーする公的制度が創設されるわけではないので、医療に関する扶助は引き続き重要な役割を果たすことになる。

Consolidated Omnibus Budget Reconciliation Act of 1985) の規定により、当該医療保険に継続加入できる仕組みが設けられている。

具体的には、失業直前に勤務していた企業(20名以上²⁴)から提供されていた医療保険に、解雇後60日以内に申し込み、失業する前に加入していた医療保険の保険料(事業主負担分を含む)に運営費相当額を加算した額(医療保険保険料の102%相当額)を労働者本人が負担することで、配偶者を含め、同内容で継続して加入することができる。加入期間は最大18か月(加入者本人と死別した遺族の場合は36か月)。

二 医療保険税額控除(Health Coverage Tax Credit: HCTC)

貿易調整支援(TAA)などの受給者や年金給付保証公社²⁵(Pension Benefit Guaranty Corporation: PBGC)から年金を受給している55歳以上の者を対象として、内国歳入庁が認定した医療保険に加入している場合に、保険料の72.5%を連邦政府が補助する制度であったが、2013年末に期限切れとなった。

(7) 職業能力開発対策

イ 概要

各州及び地域が主に担っている。中心には労働力投資委員会(WIB)が存在しており、地域に密着した職業訓練政策の策定や管理、運営を行っている。

ロ 労働力投資法及び労働力革新・機会法プログラムによる職業能力開発対策

(イ) 概要

ワンストップの職業センター((2)イ参照)を通して、各地域レベルで創設された労働力投資委員会(WIB)が実施する。対象者のニーズに沿った就職や進学のための各種支援に対して連邦政府から財政支援が行われる。1998年に制定された労働力投資法(Workforce Investment Act of 1998: WIA)の中で、プログラムとして、成人向け、非自発的離職者(dislocated worker)向け、若年者向けプログラムを提供することが義務づけられている。

労働力革新・機会法(Workforce Innovation and Opportunity Act: WIOA)が2014年7月に成立し、労働力投資委員会や成人向け、非自発的離職者向け、若年者向けプログラムを提供することの義務づけといった労働力投資法の基本的な枠組みは残しつつ、現状に則した統合的な職業紹介・教育・訓練支援サービスへの見直しや、各州・各地域に柔軟性を与えること、重複するプログラムの廃止などが行われた。同法は、2015年7月から施行される。

2014会計年度における連邦政府の助成金は、成人向けが7億6,608万ドル、非自発的失業者向けが12億2,246億ドル、若年者向けが8億2,043万ドルとなっている。

表 2-2-9 プログラムの参加者数

年度	2007年7月～ 2008年6月	2008年7月～ 2009年6月	2009年7月～ 2010年6月	2010年7月～ 2011年6月	2011年7月～ 2012年6月	2012年7月～ 2013年6月
参加者数	3,409,240	6,068,356	8,337,467	8,679,237	8,387,063	8,033,957
成人向け	2,803,700	5,171,158	6,950,148	7,125,514	7,012,100	6,795,177
非自発的離職者向け	396,158	671,786	1,158,537	1,286,930	1,133,739	1,020,730
若年者向け	209,382	225,412	228,782	266,793	241,224	218,050

資料出所：連邦労働省資料を基に厚生労働省大臣官房国際課にて作成。
注：事業年度は7月から翌年6月となっている。

■ 24) 20名未満の企業に対しては、多くの州が"mini-COBRA"を提供している。
■ 25) 企業年金において、年金給付のための資産がない場合や企業が破産に至ったなど困窮した場合に、給付内容を一定額まで保証している。

(ロ) 制度の対象者

非自発的離職者向けプログラム (Dislocated Worker Program) は、工場の閉鎖や経済環境の変化等によって失業した者であり、元の職種で就職できる見通しがなく、失業保険の受給資格があるか、失業保険給付を使い果たした者が対象である。成人向けプログラム (Adult Program) は18歳以上の成人で、米国で合法的に就労できる者が対象である。若年者向けプログラム (Youth Program) については2 (3) ロを参照。労働力革新・機会法においても対象者に変更はない。

(ハ) 管理運営機関

労働力投資法で定められている連邦政府の権限は、予算配分など狭い範囲に限定されている。実際の就職支援や職業訓練計画の策定などは、州に設置された州労働力投資委員会に委ねられており、州労働力投資委員会の方針に従って、各地域の労働力投資委員会が運営を行っている。委員会の構成は事業主が過半数を占めること、委員長を事業主側から選ぶこととされている。

労働力革新・機会法においては、定員の下限を減らすことにより委員会の柔軟性を高めたほか、委員会の委員の20%を労働者の代表とすることとされた。

(二) 実施内容

a 労働力投資法における実施内容

職業センターの提供サービスは、①コアサービス、②集中サービス、③職業訓練の三層構造で、全ての対象者に共通のものとなっている。①コアサービスだけでは仕事が見つからない失業者向けに②集中サービスがあり、①コアサービスと②集中サービスの両方を受けても就業機会を得られない場合の最後の手段として③職業訓練がある。

①コアサービスには求職・就職支援 (キャリア・カウンセリングを含む)、労働市場の情報 (求人状況、就職に有利な技能、地域・国の雇用動向)、利用者の技能及びニーズについての予備的アセスメント、利用可能なサービスの情報、就職後の若干のフォローアップサービスなどが含まれる。また、②集中サービスには、総合的アセスメント、個人別雇用プランの策定、グループ及び個人カウンセリング、ケースマネジメント、短

期の職業準備サービスなどがある。

③職業訓練においては、労働力投資法の成立・施行に伴い、2000年7月よりバウチャー制度の一種である個人訓練勘定 (ITA: Individual Training Account) が導入された。職業センターで提供される情報資源を用いただけでは就職できなかった人にも、個人訓練勘定 (ITA) を用いる公的職業訓練の必要性が認められ、個人訓練勘定 (ITA) が与えられる。対象者は職業センターのケースマネージャーと相談して、受講する職業訓練の種類と訓練プロバイダを選択する。連邦政府は、個人訓練勘定 (ITA) を受給するためには (a) から (c) の要件のいずれかを満たす必要があると定めている。

(a) コアサービスを受けた後、最低1回の集中サービスを受け、それらのサービスでは職を得ること又は維持することができないと認定されたこと。

(b) 面接、評価又は鑑定及びケースマネジメントの後、職業センターの運営者又はパートナーによって、訓練サービスを受ける必要があり、かつ、選択した訓練プログラムを修了する技能と資格があると認定されたこと。

(c) 当該地区又は転居希望地区における雇用機会に直結した訓練サービスを選択すること。

なお、(b) に該当する場合を除き、訓練費用を他の資金源からの無償援助によって得られないか、他の資金源からの無償援助に加えて労働力投資法に基づく援助が必要であることが要件とされている。他の資金源とは、州の訓練補助金、貿易調整支援 (TAA)、ペル奨学金などである。

b 労働力投資・機会法における実施内容の変更点

労働力投資法での①コアサービスと②集中サービスが「キャリアサービス (career services)」に統合された。従来①コアサービスで行われていたサービスと、②集中サービスで行われていたサービスを同じ枠組みとすることで、職業センター側が参加者に必要なサービスを柔軟に提供することを可能にするを旨としている。

また、③職業訓練を受ける前にキャリアサービスを必ずしも受けなくて良いことが明文化され、必要に応

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米 (労働施策)

フランス

ドイツ

スウェーデン

英国

EU

じキャリアサービスを経ずに職業訓練を受けさせることが可能となっている。

さらに、現在就労している者への訓練の提供やOJTの実施に連邦政府からの助成金の利用（成人向け・非自発的離職者向け助成金の20%を上限とする）を可能となった。現在就業している労働者の訓練費用に対する連邦助成金の割合はプログラム参加者や、訓練と労働者・企業の競争力向上の関連性、訓練を受ける労働者の数、賃金、昇進のチャンスなどにより各地域で任意に定めることができるが、企業の最低限の負担割合²⁶として10%（労働者数が50人未満の企業）～50%（労働者数が100人以上の企業）が定められている。

ハ 登録養成訓練制度（Registered Apprenticeship）

(イ) 概要

職場での職業訓練（OJT）とそれに関連した職場外での教育を組み合わせた教育訓練を行うことにより専門職労働者及び熟練工を養成することを目指す養成訓練（Apprenticeship）制度である。事業主、労働組合あるいは使用者団体の共同により実施される。養成訓練プログラム（Apprenticeship program）の質及び参加者の福利厚生を確保を図るため、連邦政府が一定の基準を定めプログラムの登録を行っていることから登録養成訓練制度（Registered Apprenticeship）と呼ばれる。

(ロ) 制度の対象者

16歳以上で各養成プログラムでの要件を満たした者。ただし、危険職種では18歳以上。

(ハ) 管理運営機関

プログラムの提供は企業・団体であり、事業主団体・労働組合団体の共同、個々の事業主、個々の事業主と事業主団体との共同など様々な形態がある。また、地方政府が雇用主として参加している場合もある。

(ニ) 実施内容

資金は主に民間事業主及び団体から提供され、連邦政府及び州政府の援助は一般的には限定的なものである。ただし、州によっては独自に参加企業に優遇措置を与えている場合などがある²⁷。なお訓練生は参加している間、雇用される形となり、賃金収入を得られる。

二 貿易調整支援（TAA）における職業訓練制度

貿易調整支援（TAA）においては、外国からの輸入増加又は製造現場の海外への移転の影響で失業した労働者が、速やかに適切な職業へ復帰することを目的として職業訓練が提供されている。貿易調整支援（TAA）についての詳細は2 (5) ロを参照。

ホ 補足的栄養支援事業（Supplemental Nutrition Assistance Program: SNAP）における職業訓練制度

補足的栄養支援事業（SNAP）の受給者のうち、16～60歳の健常者で就業していない者²⁸に対して一定期間以上受給するための要件として、職業訓練を受けることが義務づけられている場合がある。

表 2-2-10 登録養成訓練制度の参加者数及び修了者数

年度	2007年10月～ 2008年9月	2008年10月～ 2009年9月	2009年10月～ 2010年9月	2010年10月～ 2011年9月	2011年10月～ 2012年9月	2012年10月～ 2013年9月
参加者数	432,323	408,383	376,789	336,265	285,041	287,750
新規参加者数	112,582	87,057	79,666	93,560	104,332	113,745
修了者数	35,015	47,054	46,294	49,993	53,083	44,348

資料出所：連邦労働省資料を基に厚生労働省大臣官房国際課にて作成。

■ 26) 企業の負担割合には訓練期間中企業が労働者に支払っている賃金を含むとされている。
 ■ 27) 例えば、コネチカット州では、製造業の雇用主に対する最大4,800ドルの税額控除制度がある。詳しくは<http://www.ctdol.state.ct.us/progsupt/appren/taxcr-worksheet.htm>を参照のこと。
 ■ 28) 失業保険を受けている場合は除く。

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国
(労働施策)

フランス

ドイツ

スウェーデン

英国

EU

ヘ 貧困家庭一時扶助 (Temporary Assistance for Needy Families: TANF)²⁹ による就職支援訓練

貧困家庭一時扶助 (TANF) における現金給付を受けるためには通常、一定時間以上就業活動や就業につながる活動をしなければならないとされている。各州 (及び郡など) では受給者に対し職業訓練を提供し、福祉の受給から脱し、就業できるようにしている。

ト 州独自の失業者に対する職業能力開発

失業保険給付は2 (6) でも述べたように州が基本的な制度設計をしており、州によっては、解雇され新たな職業に就くに当たり職業訓練が必要であると認められた者等に対し失業保険の給付期間を延長している州がある。延長期間は州により異なるが、概ね26週程度である。また、失業保険受給資格のある者で、自営業者として開業を希望する者に対して、自営業開業支援として失業保険支給額相当分の現金給付に加えて、必要な訓練や事業計画の策定などの開業支援を行っている州がある³⁰。

チ ペル奨学金 (Pell Grant)

連邦教育省により管理・運営されている奨学金制度である (なお、一般の奨学金とは異なり返済する必要はない)。所得が低い世帯に属する者 (扶養者、被扶養者は問わない) で、高等学校修了者であり、大学等の学位取得を目指して教育機関に通う者のうち、学士及びそれ以上の学位 (専門的な学位を含む) を持っていない者が対象である。なお、対象者は米国民又は米国永住権保持者、難民などである。2014年7月1日～2015年6月30日までの1年度における最大支援額は5,730ドルで、実際の支援額は所得などから算出される世帯負担期待額 (Expected Family Contribution: EFC)³¹ や授業料、受講期間、受講時間により異なる。

(8) 外国人労働者対策³²

イ 制度の概要

外国人労働者受入制度は、一定の資格要件 (専門技術保持者が優先される) を満たした雇用関係移民及び非移民 (短期就労者等) に大別できる。入国・滞在と就労については、ビザ (visa) システムにより統一的な一元管理を行っており、受入れ可能な外国人の資格要件をビザの種類で区分した上で一定の種類のビザ発給については労働長官が労働市場への影響を判定し、要件審査を行っている。

ロ 受入れが許可される範囲及び許可要件 (又は審査基準)

(イ) 移民ビザ (グリーンカード)

雇用関係の移民ビザは、以下の a～e の順で優先順位が設けられている。一会計年度に発給されるビザの件数には人数枠 (2014会計年度 (2013年10月～2014年9月) においては150,241人) が設けられており、この優先順位によりビザが割り当てられる仕組みとなっている。

a 卓越技能者

科学、芸術、教育、ビジネス、スポーツの分野において卓越した能力を有する者、国内外で高く評価されている者、当該分野ではトップに位置する、例えて言えば、ノーベル賞のような国際的に広く認知されているような賞を受賞した者がこれに該当する。

b 知的労働者

科学、芸術の分野において特出した能力を有し、専門性の高い部類に属する者、ビジネスの分野では、米国の国家経済に貢献しうる能力を持っている者、米国の文化、教育、福祉の分野での貢献が期待できる能力を持つ者がこれに該当する。ビザの申請をする者は、国土安全保障長官が免除した場合などを除き、雇用証明を受けることが必要。米国内の雇用主となる者からの採用の申出が必要で、その者が本人に代わって国土

■ 29) 貧困家庭一時扶助 (TANF) は、州政府が児童や妊婦のいる貧困家庭に対して現金給付を行う場合に、連邦政府が州政府へ定額補助を行うもので、給付の詳細は州政府が定めている。詳しくは社会保障施策4及び厚生労働省大臣官房国際課 (2011) 「2009～2010年海外情勢報告」特集アメリカを参照のこと。
 ■ 30) 州における具体例は厚生労働省大臣官房国際課 (2011) 「2009～2010年海外情勢報告」特集アメリカを参照のこと。
 ■ 31) 学生の家族が負担可能と思われる学費の基準額。世帯構成により本人、配偶者、両親の所得・資産などから算出される。詳細は教育省 <http://www2.ed.gov/programs/fpg/index.html> を参照のこと。
 ■ 32) 詳細については、厚生労働省大臣官房国際課 (2010) 「2008～2009年海外情勢報告」特集アメリカを参照のこと。

国際機関による経済動向と今後の見通し
カナダ
米 (労働施策) 国
フランス
ドイツ
スウェーデン
英国
EU

安全保障省のBCIS（市民権・移民サービス局）へビザ申請を行う。

c 専門職、熟練労働者

少なくとも2年の熟練経験を有する労働者であり、大学卒以上の学位を有している者、経験が2年未満で未熟練（unskilled）な労働者であっても、米国内で確保が困難な分野の職務を遂行することができる労働者がこれに該当する。(b)と同様、雇用主になろうとする者が本人に代わり申請し、原則として雇用証明を受けなければならない。

d 特別移民

宗教関係労働者で、米国内で非営利の宗教団体に所属しており、少なくとも2年の経験を有している者がこれに該当する。

e 投資家

一定要件を満たした投資家に与えられる。

(D) 非移民ビザ

a 専門的・技術的分野（H-1Bビザ）

対象者は、科学、薬学、医学・衛生、教育、生物工学、ビジネスなど特殊技能を要する職業に学士以上の学位をもって従事する者である。

年間受入枠が設定されており（65,000人。ただし、米国で修士以上の学位を得た者については、別途20,000人の枠がある。）、また、外国人労働者の賃金、労働条件等について連邦労働省の許可が必要である。これは、国内労働者の労働条件を悪化させないことを保障するために行われる限定的なもので、後述するH-2A、H-2Bビザのように国内労働者に対する求人を試みることまでは求められていない。

b 専門的・技術的分野以外

(a) 農業の季節的・一時的労働者（H-2Aビザ）

国内労働者に対する求人を試みるなどの労働市場テスト³³が必要である。

(b) 農業以外の季節的・一時的労働者（H-2Bビザ）

国内労働者に対する求人を試みるなどの労働市場テストが必要である。また、受入れ枠として年間66,000人が設定されている。

(9) 雇用における平等の確保³⁴

イ 1964年公民権法（The Civil Rights Act of 1964）

第7編

州際通商に影響を与える産業に従事し、当年又は前年において20週以上の各労働日に15人以上を使用する使用者（employer）³⁵が、人種、皮膚の色、宗教、性、又は出身国を理由として、個人を雇用しないこと又は雇用を拒否すること、個人を解雇すること、又はその他の形で、雇用における報酬、条件、権利について個人を差別することを禁止している³⁶。また、個人の雇用機会を奪うことや、その他被用者としての地位に不利な影響を与えるような方法で、使用者又は求職者を、制限、隔離又は分類することも禁止している。

上記「性を理由として」には、「妊娠、出産又はこれらに関連する健康状態」を理由とする場合も含むことなどが定められている³⁷。

ロ 1963年同一賃金法（The Equal Pay Act of 1963）

同じ事業所内で「その遂行のために同一の技能、努力及び責任を要し、かつ同様の労働条件の下で行われる職務」における同一労働に対して、性別に基づいて労働者に同一でない賃金を支払うことを違法としている。

ハ 1967年雇用における年齢差別禁止法（Age Discrimination Act of 1967）

使用者が40歳以上の労働者に対し、年齢を理由とする差別を行うことを禁止している。

■ 33) 労働市場テストとは、就労目的の外国人を受け入れる場合に、国内労働市場では求人が充足できないことを確認することをいう。国内労働市場で求人が充足できない場合にのみ、当該外国人を受け入れる。

■ 34) 詳しくは中窪裕也「アメリカ労働法[第2版]」、弘文堂（2010）を参照のこと。

■ 35) 第7編第701条（a）。

■ 36) 第7編第703条（a）。

■ 37) 1978年の妊娠差別禁止法（The Pregnancy Discrimination Act of 1978）により、公民権法に追加されたもので、公民権法第7編第701条（k）で規定されている。

ニ 1990年障害を持つ米国人法 (Americans with Disabilities Act of 1990)

使用者が、障害を持つ資格要件を満たす者 (qualified individual) に対し、障害を理由とする一切の雇用上の差別を禁止している。

度は、連邦制度より厳しい基準である場合や連邦制度の適用範囲から外れる場合に適用される。

なお、2014年2月に署名された大統領令 (Executive Order) 13658号により、2015年1月以降、連邦政府契約事業者については時給10.10ドルの最低賃金が適用されることとなった。(詳細は八を参照。)

3 労働条件対策

(1) 賃金・労働時間及び労働災害の動向

週当たり名目賃金 (民間非農業、生産及び非管理部門労働者) の上昇率は、2013年は1.8%であった。

労働災害は近年減少傾向にあり、2013年の労働災害発生件数は116.2万件、死亡件数は4,405件であった。

□ 連邦一般制度

(イ) 最低賃金額

時給7.25ドル (2009年7月24日施行) と定められている。最低賃金は1938年公正労働基準法の改正により改定される。

サービス業で一定額以上 (月30ドル以上) のチップを受ける労働者の場合、チップの額と賃金の合計が時給7.25ドル以上かつ賃金としては時給2.13ドル以上を支払わなければならない。

20歳未満で雇用された労働者は、当初90日間は、最低賃金は時給4.25ドルとなる。ただし、他の労働者に置き換える形で20歳未満の労働者を採用した場合にはこの特例は適用されない。

障害者 (障害により稼働能力が低下している場合に限

(2) 最低賃金制度

イ 概要

連邦政府の立法権限の範囲は憲法1条8節により制限されており、1938年公正労働基準法 (Fair Labor Standards Act of 1938: FLSA) は、憲法で認められた州際通商 (interstate commerce)³⁸に関する規定を用いて制定されている。州際通商の範囲を広く解釈することにより、幅広い労働者を適用対象としている。州制

表 2-2-11 賃金、消費者物価上昇率及び労働時間の推移

年	(%、時間、ドル)						
	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
消費者物価上昇率	2.8	3.8	-0.4	1.6	3.2	2.1	1.5
週当たり労働時間 (民間非農業)	33.8	33.6	33.1	33.4	33.6	33.7	33.7
週当たり所定外労働時間 (製造業)	4.2	3.7	2.9	3.8	4.1	4.2	4.3
週当たり賃金 (民間非農業)	589.27	607.53	616.01	636.25	653.19	665.82	677.67
同上昇率	3.9	3.1	1.4	3.3	2.7	1.9	1.8

注 : 労働時間及び賃金の統計はいずれも生産及び非管理部門労働者の数値。
資料出所 : 連邦労働省労働統計局 (BLS) ホームページ

表 2-2-12 労働災害の件数

年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
労働災害発生件数 (千件)	...	1,355.8	1,238.5	1,191.1	1,191.6	1,166.7	1,162.2
うち民間部門 (千件)	1,158.9	1,078.1	965.0	933.2	918.1	918.7	917.1
労働災害死亡件数 (件)	5,657	5,214	4,551	4,690	4,693	4,628	4,405

注1 : 労働災害発生件数は休業期間を伴うもので、死亡した案件を除く。2007年以前は政府は対象外。

注2 : 労働災害死亡件数の2013年の値は速報値。

資料出所 : 連邦労働省労働統計局 (BLS) "Census of Fatal Occupational Injuries", "Nonfatal Occupational Injuries and Illnesses Requiring Days Away From Work"

■ 38) 州際通商は、連邦規則集において、「米国における貿易、交通、運輸において①ある州の地点と、この地点が属する州の外にある別の地点 (米国外の地点を含む) 間のもの②同一州の地点間のもので他の州あるいは国外を通るもの③同一州の地点間のもので他の州あるいは国外の地点が起点又は終点であるもの」と定義されている。(49 CFR 390.5) 1938年公正労働基準法における州際通商の具体的な範囲については連邦規則集において定められている (26 CFR 776など)。

る）を雇い入れる場合、フルタイムの学生を雇い入れる場合、職業訓練を行う高校生を受け入れる場合には労働省賃金時間部（Wage and Hour Division）から認可を得て通常と異なる最低賃金の適用を受けることができる。

(D) 適用対象

企業適用（Enterprise Coverage）及び個人適用（Individual Coverage）があり、企業適用の対象となる企業で働く労働者及び個人適用の対象となる労働者が適用対象となる。

a 企業適用

- 2人以上の労働者がいて、以下のいずれかに該当する法人。
 - ・年間の売上が50万ドル以上の法人
 - ・病院、入居者に医療及び介護を提供する法人、学校及び幼稚園・保育園、政府機関

b 個人適用

個人適用は、州際通商（外国との通商を含む）に従事する労働者及び州際通商のための財の生産（production of goods for commerce）に従事する労働者が対象となる。適用対象は広く捉えられており、州外に送られる手紙を作成する秘書、州外の者に電話を定期的に行う者、州際取引の記録を管理する者、業務上の都合で州外に出張する者、州外に出荷する商品を生産する建物で管理・用務を行う者は全て対象となる。

このほか、年間1,700ドル以上の賃金を得た、あるいは週8時間以上働いた家内労働者も対象となる。

(H) 適用を受けない労働者

(D) の規定に関わらず、ホワイトカラー・エグゼンプション（※）の対象となる者、一定条件を満たす季節営業の娯楽施設で働く者、外国籍の船の船員、漁業従事者、新聞配達員、小規模農園で働く農業労働者、臨時（casual）のベビーシッター、高齢者等の付き添い人には適用されない。

なお、2014年3月に、オバマ大統領は労働長官に対し、

ホワイトカラー・エグゼンプションの厳格化を検討するよう指示している。

※ ホワイトカラー・エグゼンプション

管理職、専門職等については、最低賃金の規定の適用を受けない³⁹。

「管理的エグゼンプション」、「運営職エグゼンプション」、「専門職エグゼンプション」、「コンピュータ・技術者エグゼンプション」及び「外商エグゼンプション」の5類型がある。これらに共通する主たる要件は次のとおりである。

- ① ブルーカラー労働者でないこと。
- ② 「俸給基準」により週当たり455ドル以上の賃金支払がなされていること（ただし、これは外商エグゼンプションの要件とはなっていない。）。俸給基準とは、実際に労働した日数や時間にかかわらず、あらかじめ定められた金額を支払うことをいう。コンピュータ・技術者エグゼンプションで時給契約の場合は、時給27.63ドル以上の賃金が支払われていることである。

イ 管理職エグゼンプション（Executive Exemption）

次の3つの要件を満たすこと。なお、年間賃金総額10万ドル以上の者は、①～③の要件のいずれかを満たせば足りる。

- ① 主たる職務が、当該被用者が雇用されている企業又は慣習的に認識された部署又はその下位部門の管理であること
- ② 習慣的かつ定期的（customarily and regularly）に、2人以上のフルタイム被用者相当の労働を指揮管理していること
- ③ 被用者を採用若しくは解雇する権限を有するか、又は他の被用者の採用若しくは解雇、及び昇級、昇進その他処遇上のあらゆる変更に関して、その者の提案及び勧告に対し特別な比重が与えられていること

■ 39) 1938年公正労働基準法 Sec. 13 (a) (1) 及び (17)。割増賃金及び実労働時間に関する規定については3 (3) を参照のこと。

□ 運営職エグゼンプション (Administrative Exemptions)

次の2つの要件を満たすこと。なお、年間賃金総額10万ドル以上の者は、①又は②の要件のいずれかを満たせば足りる。

- ① 主たる職務が、使用者や顧客の管理・事業運営全般に直接関わる、オフィス業務又は非肉体的労働であること
- ② 主たる職務が重要な事項に関する自由裁量及び独立した判断の行使を含むものであること

ハ 専門職エグゼンプション (Professional Exemption)

学識専門職エグゼンプション (法律、薬学、神学、会計、工学、物理学、化学、生物学等の専門的な教育を受ける必要があると見なされる職種に適用)、創造業務エグゼンプション (知的創造が必要であると見なされる職種に適用) がある。

ニ コンピュータ・技術者エグゼンプション (Computer Employee Exemption)

コンピュータ・システムアナリスト、プログラマー、ソフトウェア・エンジニア等のコンピュータ関係の高度技能労働者。

ホ 外商エグゼンプション (Outside Sales Exemption)

主な仕事の販売などの営業であり、習慣的 (customarily) かつ定期的 (regularly) に事業所の所在地とは離れた場所で従事している者。

ハ 連邦政府契約事業者

2014年2月に署名された大統領令13658号に基づく制度である。

連邦政府各機関が、2015年1月以降、対象となる契約

事業者と新たな契約⁴⁰ (更新を含む) を締結する場合、契約金額支払いの条件として、

- ・労働者に対して最低賃金として時給10.10ドルが支払われるべきこと
- ・契約事業者は下請事業者との契約に同旨を盛り込むべきこと

とした契約条項が盛り込まれることとされた⁴¹。

サービス業で一定額以上 (月30ドル以上) のチップを受ける労働者の場合、チップの額と賃金の合計が時給10.10ドル以上かつ賃金としては時給4.90ドル以上を支払わなければならない。なお、この最低賃金は毎年物価スライドが行われる。

ニ 州制度

2014年8月現在、23州及びワシントンD.C. で連邦法よりも高い水準の最低賃金が定められている。このうち10州では物価スライドにより毎年最低賃金を改定している。最高額はワシントンD.C.の時給9.50ドル⁴²である。一方連邦法の適用を受けない労働者について、3州では連邦法より低い水準の最低賃金が定められており、5州 (全て南部) では全く定められていない。

最近の州制度の動きは5 (2) を参照。

(3) 労働時間制度

イ 概要

1938年公正労働基準法 (FLSA) は、週法定労働時間、割増賃金等を定めているが、労働時間の上限、休息、休日、年次有給休暇、深夜労働について規定する連邦法は存在しない。

一部の州では休日、一部産業での労働時間などに制限を課している。

□ 連邦制度

(イ) 法定労働時間

法定労働時間は週40時間とされている。

■ 40) デービス・ベーコン法 (Davis-Bacon Act) の対象とならない2,000ドル未満の建設に関する契約や、サービス契約法 (Service Contract Act) の対象とならない電気・ガス・水道等の供給等は対象外。
 ■ 41) デービス・ベーコン法やサービス契約法など、一定の連邦政府契約事業者について、職種ごとに、労働長官が地域の相場賃金として定める額以上の賃金を支払うことを求める法律が存在する。
 ■ 42) 州ではワシントン州の時給9.32ドルが最高額である。

(ロ) 時間外労働

使用者は、週40時間を超える労働に対して、50%の割増賃金を支払わなければならない。なお、連邦法上、時間外労働に係る上限規制はない。

(ハ) 弾力的労働時間制度

労働協約によって26週単位及び52週単位の変形労働時間制を定めることが認められている。

(ニ) 適用対象

最低賃金の適用対象となる者。ただし、鉄道・航空業に雇用される者や運送業者の労働者で特別法の対象となる者⁴³、タクシー運転手、米国船籍の船員、住み込みで働く家内労働者、映画館で働く労働者、農業労働者などは最低賃金のみが適用対象となっており、労働時間は連邦法の適用対象外である。

ハ 州制度

18州では法定労働時間・割増賃金に関する規定はない。その他の定めのある州はほとんどが公正労働基準法と同様、週40時間を法定労働時間としているが、アラスカ、カリフォルニア、ネバダでは連邦法の週40時間に加え、1日8時間と1日当たりの法定労働時間が定められている。

(4) 労災保険制度

各州法によって定められている。連邦法では連邦政府職員、港湾労働者及び炭鉱労働者のじん肺による労災補償に関する制度は定められているが、例えば失業保険制度などのように連邦法により一般労働者に対する労災保険制度のガイドラインが定められている訳ではない。

受給するために必要な加入期間は職業性疾病を除けば特に定められていない。なお、例外的な場合を除き、通勤途中での事故は労働災害補償の給付対象外である。

表 2-2-13 労災保険制度

名称	労災保険制度	
根拠法	各州法	
運営主体	州により異なる。州（ワシントン州など）、州又は州政府により認可された民間保険のいずれか（カリフォルニア州など）、民間保険（ニュージャージー州など）がある。事業主自らが自家保険により州法で定められた給付を行うことが一部の州を除いて認められている。	
被保険者資格	労働者一般（公務員含む）。州により異なるが、農業労働者、家庭内労働者、小規模事業主などの場合適用が除外されている場合がある。なお、テキサス州においては労災保険制度に加入することが義務づけられていない。	
給付の種類・給付内容	医療給付	必要と見なされる限り給付される。
	一時的な労働不能給付	多くの州で収入の66.6%が支給される。待機期間は州により3～7日で、労働不能状態が一定の期間（州により4日～6週間）継続した場合に、遡及して支払われる。2割の州では何らかの形で被扶養者に対する支給が行われている。最大支給額は州により異なる。
	永久的な労働不能給付	多くの州で収入の66.6%が障害年金として支給されるが、一部の州では支給期間の上限が、104週間から500週間の間で定められている。なお、一部障害の場合は就業能力の喪失度合いにより減額される。
	遺族	寡婦（夫）に対し亡くなった者の所得の35～70%が支払われる。扶養する子供がいる場合には同60～80%が支給される。
財源	その他	8割の州制度においては、各州における賃金の伸びに応じて、上記給付額が増加する。（賃金スライド制）
	保険料	ワシントン州など一部の州で本人負担があるほかは、事業主のみの負担（保険料）である。一般的には保険料は事業の内容や労働災害発生状況に応じて決められる。
	公費負担	なし。
実績	受給者数	不明。
	支給総額	不明。
	基金残高等	保険の運営元により異なる。

■ 43) 例えば事業用車両の運転手の場合、連邦運輸省により労働時間の規定が定められている。（US Code Title 49 Sec. 31502）

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

（労働施策）
米国

フランス

ドイツ

スウェーデン

英国

EU

(5) 解雇規制

イ 個人的理由に基づく解雇（普通解雇）

コモン・ロー（判例法）上の「随意雇用の原則（employment at will）」により、期間の定めのない雇用契約においては、事業主はいついかなる理由によっても労働者を解雇することができる。特にその旨の合意がない限り、事前の予告も要求されない。

ただし、連邦法や州法により、一定の理由については解雇が禁止されている。禁止されている代表的な解雇理由としては、

- ・人種・皮膚の色、宗教、性⁴⁴及び出身国を理由とする解雇（1964年公民権法第7編）
- ・年齢を理由とする解雇（1967年雇用における年齢差別禁止法）⁴⁵
- ・組合加入や組合活動を理由とする解雇（全国労働関係法（National Labor Relations Act））
- ・事業主の不法行為を当局に通報した場合の解雇（サーベンス・オクスリー法（Sarbanes-Oxley Act）及び各州法）

などがある。

ロ 経済的理由に基づく解雇（整理解雇）

随意雇用の原則により、事業主は労働者を経営上の必要に応じて自由に人員整理を行うことができる。通常は、雇用関係を完全に断絶してしまう解雇（discharge; termination）ではなく、雇用契約を終了するが、後にリコール（recall）することが予定されているレイオフ（layoff）⁴⁶を用いることが一般的である。レイオフには最初から期限付きでリコールされる日が決まっている場合もあれば、無期限のレイオフがなされた後、リコールされずに雇用関係が回復しない場合もある。

一定の要件に該当する大規模な事業所閉鎖やレイオフを予定する事業主は、労働者調整・再訓練予告法（Worker

Adjustment and Retraining Notification Act : WARN Act)⁴⁷に基づき、事前にその旨を労働者又は労働者代表に通知しなければならない。

事前通知を義務付けられるのは、100人以上のフルタイム⁴⁸労働者を雇用する事業主、又はパートタイム⁴⁹労働者を含めて100人以上の労働者を週当たりの総計で（時間外労働を除き）4,000時間以上雇用する事業主である。

事前通知が必要となるのは、

- ① 50人以上のフルタイム労働者が雇用を喪失する事業所閉鎖（plant closing）。事業所閉鎖には永久的閉鎖のほか、一時的閉鎖を含む。
- ② フルタイム労働者の3分の1以上でかつ50人以上が雇用を喪失するレイオフ。
- ③ 50人以上が30日間にわたって雇用を喪失するレイオフ。

である。

事前通知は、レイオフ等の実施予定日の60日以上前に行わなければならない。ただし、使用者が予測不能の状況の変化によりレイオフを実施する場合等はこの限りではない。

労働者調整・再訓練予告法の規定に反して事前通知がない状態でレイオフ等が行われた場合、労働者は民事訴訟を提起して、予告の不足日数の賃金及び諸給付を請求することができる。

(6) 出産休暇及び育児休暇制度

「家族及び医療休暇法」(The Family and Medical Leave Act: FMLA)に基づき取得できる12週間の休暇の理由の一つとして、出産、家族の介護や本人の療養とともに育児が位置付けられている。

育児休暇については、子の誕生から1年以内に取得することとされており、取得期間の分割、時間単位での取

■ 44) 妊娠、出産又はこれらに関連する健康状態であることを理由とする場合を含む。
 ■ 45) 強制的な定年退職制度は、ごく一部の例外（上層の管理職を退職前に2年間勤めた65歳以上の者で、年間44,000ドルの退職年金等を受け取れる者）を除き違法である。
 ■ 46) 再び同じ職に戻る場合があるというその性格から一時解雇などとも呼ばれる。
 ■ 47) 労働者調整・再訓練予告法は、大規模な事業所閉鎖やレイオフが、それにより職を失う労働者及び地域社会に与える悪影響に堪がみて1988年に制定された。
 ■ 48) 労働者調整・再訓練予告法におけるフルタイム労働者とは、労働時間が週20時間以上かつ過去1年間の勤務期間が6か月以上である労働者のことをいう。
 ■ 49) 労働者調整・再訓練予告法におけるパートタイム労働者とは、労働時間が週20時間未満又は過去1年間の勤務期間が6か月未満である労働者のことをいう。

国際機関による経済動向と今後の見通し
 カナダ
 米（労働施策）
 フランス
 ドイツ
 スウェーデン
 英国
 EU

得が可能であるなど柔軟な仕組みとなっている。

なお、連邦レベルでは休業給付に関する規定は特にないが、州が運営する保険から休業期間中、労働者に対し賃金の一定割合の額の給付を行う制度を設けている州もある⁵⁰。

4 労使関係施策

(1) 労使関係法の概要

1935年に制定された全国労働関係法（National Labor Relations Act: NLRA）があり、全国労働関係局（National Labor Relations Board: NLRB）が所掌している。全国労働関係法では、団結する権利、労働団体を結成・加入・支援する権利、団体交渉を行う権利が定められている一方で、これらの行動を行わない権利についても明記されている⁵¹。

同法では、交渉単位（bargaining unit）における労働者の多数決により、単位内の労働者全員を代表する排他的交渉代表を選ぶことができるとされている。使用者が排他的交渉代表との団体交渉を拒否することは、不当労働行為とみなされるとともに、排他的交渉代表は使用者との団体交渉を拒否することは労働団体の不当労働行為とみなされる。

排他的交渉代表の選出は、一般的には、排他的交渉代表となることを希望する組合等が、交渉単位内労働者の30%以上の支持がある証拠（署名）を全国労働関係局（NLRB）に提出し、①必要な調査②当事者間の合意又はヒアリングを経た上で、全国労働関係局（NLRB）は選挙命令を行い、投票の日時・交渉単位等が決定される。労使の選挙運動を経た上で、投票日に全国労働関係局（NLRB）の監督の下、労働者による無記名秘密投票が行

われ、投票の結果、過半数の支持を集めた組合が排他的交渉代表として全国労働関係局（NLRB）の認証を受ける。なお、選挙による選出のほか、労働者の過半数による署名を経て、使用者が任意に交渉代表を承認する方法もあるが、実際には稀とされる。

排他的交渉代表は組合員であることを雇用の条件とする、ユニオン・ショップ協定を結ぶことができる。ただし、協定による解雇の対象は、定期組合費、入会金の不払を理由として、組合により加入拒否・除名された場合に限るとされており、その他の理由、例えばスト指令違反などの場合には、協定による解雇の対象とはならない。このため、ユニオン・ショップ協定は実質的には、労働者に対し、組合への加入ではなく、組合費相当額の支払を求めているといわれている。全国労働関係法では、ユニオン・ショップ協定は、州法あるいは州憲法で締結・適用が禁止できるとされている。これら州法あるいは州憲法は「労働権法」（right-to-work law）と呼ばれ、南部・中西部を中心に半数弱の州で設けられている。実質的には非組合員が入会金・定期組合費相当額の支払を求められないことの保障となっている。

(2) 労使団体

イ 労働組合員数及び組織率

労働組合の組織率は世界的にみて低い水準であり、2013年の労働組合組織率は11.3%となっている。組織率は州別に見ると大きな開きがあり、最も高い州（ニューヨーク州、24.4%）と最も低い州（ノースカロライナ州、3.0%）では20ポイント以上の開きがある。北東部及び西部で高く、南部及び中西部では低い傾向が見られる。

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国
(労働施策)

フランス

ドイツ

スウェーデン

英国

EU

■50) 例として、カリフォルニア州で行われている制度がある。詳しくはhttp://www.edd.ca.gov/Disability/Paid_Family_Leave.htmを参照のこと。

■51) ユニオン・ショップ協定は団結活動への参加を拒否する「消極的権利」の例外とされている。

表 2-2-14 労働組合組織率

年	2012			2013		
	被用者数計	組合員数	組織率	被用者数計	組合員数	組織率
計	127,577	14,366	11.3	129,110	14,528	11.3
男女別						
男性	65,898	7,895	12.0	66,794	7,955	11.9
女性	61,679	6,470	10.5	62,316	6,573	10.5
人種別						
白人	101,851	11,306	11.1	102,670	11,324	11.0
黒人もしくはアフリカ系アメリカ人	14,975	2,009	13.4	15,274	2,081	13.6
アジア系	6,953	668	9.6	7,271	683	9.4
ヒスパニックもしくはラテン系	20,144	1,982	9.8	20,730	1,952	9.4
勤務形態別						
フルタイム労働者	102,749	12,847	12.5	104,262	10,320	12.5
パートタイム労働者	24,614	1,483	6.0	24,664	1,483	6.0
職業別						
管理・専門的職業	46,897	5,751	12.3	47,723	5,726	12.0
管理職	18,153	844	4.6	18,334	804	4.4
専門職	28,743	4,907	17.1	29,389	4,922	16.7
サービス職	23,095	2,406	10.4	23,390	2,491	10.6
販売・事務職	30,685	2,070	6.7	30,637	2,008	6.6
農林水産、建設、保守職	10,863	1,775	16.3	11,195	1,866	16.7
製造・運輸職	16,038	2,365	14.7	16,165	2,438	15.1
産業別						
民間	107,191	7,037	6.6	108,681	7,318	6.7
鉱業	923	66	7.2	1,026	55	5.4
建設業	6,205	820	13.2	6,474	915	14.1
製造業	13,941	1,338	9.6	14,195	1,431	10.1
卸売・小売業	18,174	854	4.7	17,998	838	4.7
運輸、電気・ガス・水道業	5,359	1,105	20.6	5,563	1,144	20.6
情報産業	2,575	251	9.7	2,582	231	8.9
金融・その他	8,196	156	1.9	8,515	170	2.0
専門的・事業所向けサービス	12,726	310	2.4	12,890	304	2.4
教育・医療・福祉	20,394	1,658	8.1	20,596	1,718	8.3
娯楽業、宿泊・飲食業	11,775	321	2.7	11,973	326	2.7
その他サービス	5,750	143	2.5	5,774	175	3.0
政府	20,385	7,328	35.9	20,429	7,210	35.3

資料出所：連邦労働省労働統計局（BLS）ホームページ

ロ 労働者団体

主なナショナルセンターには、米国労働総同盟産別会議（American Federation of Labor and Congress of Industrial Organizations: AFL-CIO）⁵²と勝利のための変革（Change to Win Federation: CtW）⁵³がある。

ハ 使用者団体

全国組織は、労使関係に大きな影響を及ぼすというよりも、もっぱら議会に対するロビー活動が主な活動となっている。これは、団体交渉が主に企業若しくは地域レベルで行われているためである。主要組織として、全米商工会議所（U.S. Chamber of Commerce）がある。

■ 52) 米国労働総同盟産別会議（AFL-CIO）は、米国における最大の労働組合の全国中央組織（ナショナルセンター）。職業別組合方式を目指すAFL（米国労働総同盟）と、産業別組合方式を進めるCIO（産業別組織会議）が1955年に合併し発足。現在は2009年9月の定期大会で会長に選出されたリチャード・トラムカ氏（前書記長）が会長を務めている。

■ 53) 勝利のための変革（CtW）は、2005年に米国労働総同盟産別会議（AFL-CIO）傘下の5つの産業別労働組合が米国労働総同盟産別会議（AFL-CIO）を脱退し結成した。

表 2-2-15 労働争議件数等の推移

年	(件、千人、千人日)										
	1985	1990	1995	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013
争議件数	54	44	31	39	22	15	5	11	19	19	15
参加人員	324	185	192	394	100	72	13	45	113	148	55
労働損失日数	7,079	5,926	5,771	20,419	1,736	1,954	124	302	1,020	1,131	290

資料出所：連邦労働省労働統計局 (BLS) ホームページ
注：1,000人未満の労働争議を除く。

(3) 労働争議の発生件数等

労働争議 (参加人数 1,000人以上) の発生状況は、2009年には参加人員、労働損失日数ともに1947年の統計開始以来最低の水準となったが、その後はやや増加している。2013年は争議件数、参加人数、労働損失日数ともに減少した。

5 労働施策をめぐる最近の動向……………

(1) 移民制度改革

推定約1,100万人の非登録移民がいるとされ、サービス業、農業などを中心に欠かせない労働力となっている。実際、取締りが厳しくなった州では、非登録移民がこれまで担ってきた分野、特に農業分野の単純労働者が大幅に不足し、収穫作業に影響が出るなどの問題が発生し、移民労働者に米国経済が依存している現状が明らかになっている。しかし、これら非登録移民はその法的立場から十分な労働保護を受けられていない。また、合法的に労働者を雇う企業と不公平な競争を行うこととなり、米国人労働者の労働条件にも悪影響を及ぼしているとの指摘が出ていた。

専門的・技術的分野の非移民ビザ (H-1Bビザ) については、ハイテク企業などには欠かせない制度となっているが、近年はインド系企業を中心とするIT関係のアウトソーシング及びコンサルティング会社による使用が多くなっており、改革を求める声が強まっていた。

2013年4月に上院議員超党派グループ8名により移民制度改革法案 (2013年国境警備、経済的機会及び移民制

度近代化法 (Border Security, Economic Opportunity, and Immigration Modernization Act of 2013) が上院に提出された。同法案では、非登録移民に罰金及び査定された税額を支払うことで、登録暫定移民 (RPI: Registered Provisional Immigrant) という法的地位の取得を認め、永住権 (グリーンカード) 取得への道を開けることや、非移民ビザでは、専門的・技術的分野 (H-1Bビザ) で受入枠の拡大を行う一方、国内労働者に対する求人を試みる労働市場テストの実施を行うことなどを内容としていた。

同法案は若干の修正の上、2013年6月に上院で可決されたが、下院で審議されることはなかった。2014年11月に行われた中間選挙では、共和党が勢力を伸ばしたこと、共和党保守派は非登録移民の合法化に批判的であることから、抜本的な移民制度改革は当面難しいとみられている。

なお、中間選挙後にオバマ大統領は非登録移民のうち、子どもが米国民であるか、米国に合法に滞在している場合、一定の費用を支払うことにより暫定的な滞在を認める大統領令を発令している。

(2) 州における最低賃金の引上げの動き

オバマ大統領や民主党議員が連邦最低賃金の引上げを提案しているものの、共和党の強い反対もあり、連邦最低賃金の引上げの見込みは全くたっていない。このような中、2014年には14州及びワシントンD.C.で州法等の改正により最低賃金の引上げが決定された。

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米
国
(労働施策)

フランス

ドイツ

スウェーデン

英国

E
U

表 2-2-16 2014年に各州及びワシントンD.C.で決定された最低賃金引き上げ内容（時給）

州名	現行	引き上げ時期及び内容
アラスカ	7.75ドル	2015年1月1日：8.75ドル 2016年1月1日：9.75ドル 2017年1月1日以降物価スライドにより毎年最低賃金を改定。
アーカンソー	6.25ドル	2015年1月1日：7.50ドル 2016年1月1日：8.00ドル 2017年1月1日：8.50ドル
コネチカット	8.70ドル	2015年1月1日：9.15ドル 2016年1月1日：9.60ドル 2017年1月1日：10.10ドル
デラウェア	7.75ドル	2015年6月1日：8.25ドル
ハワイ	7.25ドル	2015年1月1日：7.75ドル 2016年1月1日：8.50ドル 2017年1月1日：9.25ドル 2018年1月1日：10.10ドル
メリーランド	7.25ドル	2015年1月1日：8.00ドル 2015年7月1日：8.25ドル 2016年7月1日：8.75ドル 2017年7月1日：9.25ドル 2018年7月1日：10.10ドル
マサチューセッツ	8.00ドル	2015年1月1日：9.00ドル 2016年1月1日：10.00ドル 2017年1月1日：11.00ドル
ミシガン	8.15ドル	2016年1月1日：8.50ドル 2017年1月1日：8.90ドル 2018年1月1日：9.25ドル 2019年1月1日以降毎年3.5%を上回らない範囲で物価上昇に応じ最低賃金を改定。
ミネソタ（注2）	大規模事業主 8.00ドル 小規模事業主 6.50ドル	大規模事業主 2015年8月1日：9.00ドル 2016年8月1日：9.50ドル 小規模事業主 2015年8月1日：7.25ドル 2016年8月1日：7.75ドル 2018年1月1日以降物価スライドにより毎年最低賃金を改定。
ネブラスカ	7.25ドル	2015年1月1日：8.00ドル 2016年1月1日：9.00ドル
ロードアイランド	8.00ドル	2015年1月1日：9.00ドル
サウスダコタ	7.25ドル	2015年1月1日：8.50ドル 2016年1月1日以降物価スライドにより毎年最低賃金を改定。
バーモント	8.73ドル	2015年1月1日：9.15ドル 2016年1月1日：9.60ドル 2017年1月1日：10.00ドル 2018年1月1日：10.50ドル 2019年1月1日以降毎年5%を上回らない範囲で物価上昇に応じ最低賃金を改定。
ウエストバージニア	7.25ドル	2014年12月31日：8.00ドル 2015年12月31日：8.75ドル
ワシントンD.C.	9.50ドル	2015年7月1日：10.50ドル 2016年7月1日：11.50ドル 2017年7月1日以降物価スライドにより毎年最低賃金を改定。

（資料出所）National Conference of State Legislaturesの資料を基に厚生労働省大臣官房国際課にて作成。

注1：いずれも時給である。

注2：年間売上が50万ドル以上の場合大規模事業主、50万ドル未満の場合小規模事業主とみなされる。

このうち、アラスカ、アーカンソー、ネブラスカ、サウスダコタの各州の引上げは、州議会による議決ではなく、2014年11月に行われた住民投票で決まったものであ

る。これらの州はいずれも共和党が強いとされる州であり、注目を集めている。

（資料出所）

- 連邦商務省経済分析局 (<http://www.bea.gov/>)
- 連邦労働省労働統計局 (<http://www.bls.gov/>)
- 連邦労働省 (<http://www.dol.gov/>)
- 内国歳入庁 (<http://www.irs.gov/>)
- 連邦教育省のペル奨学金に関するウェブサイト
(<http://www2.ed.gov/programs/fpg/index.html>)
- 米国市民権・移民業務局 (<http://www.uscis.gov/portal/site/uscis>)
- 米国社会保障庁 “Social Security Programs Throughout the World: The Americas, 2013”
- 米国議会調査局 (Congressional Research Service)
“Vulnerable Youth: Employment and Job Training Programs”
- 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）「ユースアドバイザー（仮称）の研修・養成プログラムの開発に向けた調査研究報告書」
- 中窪裕也「アメリカ労働法[第2版]」、弘文堂（2010）

国際機関による経済
及び雇用・失業等の
動向と今後の見通し

カナ
ダ

米
国
(労働
施策)

フ
ラ
ン
ス

ド
イ
ッ

ス
ウ
エ
ー
デン

英
国

E
U